

令和 2 年 5 月 29 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03366

研究課題名(和文)「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」と証拠法

研究課題名(英文)Plea Negotiations and Agreements and Evidence Rules

研究代表者

松田 岳士(Matsuda, Takeshi)

大阪大学・法学研究科・教授

研究者番号：70324738

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：2016年刑訴法改正によって導入された「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」のもとで得られた証拠の証拠法上の取扱いのあり方を念頭に置きつつ、比較法的検討の対象として、イタリアにおける「司法協力者」制度およびこれに関連する証拠法の内容を調査・紹介するとともに、自白排除法則について従来示されてきた趣旨説明を批判的に検討し直し、再構築し、裁判所の事実認定に要求される適正性の意義を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的・社会的意義は、2016年刑訴法改正によって導入された司法取引の一種である「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」のもとで得られた証拠の取扱いのあり方を念頭に置きつつ、イタリア法における類似の制度との比較の結果をも考慮に入れて、一定の利益と引き換えに得られた供述を裁判所が事実認定に供する際の問題性を特定し、証拠諸法則の根拠や証拠評価の方法をめぐる従来の議論を再構成する点にある。

研究成果の概要(英文)：In this research, in view of the relationship between the system of plea negotiations and agreements and the evidence rules, the interpretation of the principal evidence rules such as the exclusionary rule of illegally obtained evidence and the confession rule has been critically examined and reconstructed, and the content of the “collaborator of Justice (collaboratore di Giustizia)” system and the relevant evidence rules in Italy has been investigated for a comparative reference.

研究分野：刑事訴訟法学

キーワード：刑事手続 協議・合意 司法取引 証拠法 イタリア法 組織犯罪対策

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の開始年である平成28年の刑事訴訟法改正により導入されることになった「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」(以下、「協議・合意制度」という)は、証拠諸法則の根拠あるいは証拠評価のあり方に関する従来の判例や学説の内容を改めて見直す契機を孕んでいた。そのため、本研究においては、同制度の導入を契機に、イタリアの刑事手続における類似の制度と比較しながら、研究代表者がこれまで進めてきた証拠能力に関する諸法則の見直しおよび体系化を試みることにした。

## 2. 研究の目的

本研究は、平成28年の刑事訴訟法改正によって導入された「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」によって、あるいは、その過程において得られた証拠の証拠法上の扱いを念頭に置きつつ、イタリア法と比較し、また、わが国において従来展開されてきた証拠法に関する個別の議論に根本的な反省を加えることによって、証拠諸法則の根拠や証拠評価のあり方をめぐる理論枠組のあり方を改めて検討し直し、その成果をもとに新たな証拠法の体系を構築することを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究は、主として、わが国の関連判例、論文、記事等の文献を検証することにより、「協議・合意制度」によって得られた証拠を裁判所の事実認定に供する際に問題となりうる点を洗い出し、その問題点とわが国において従来展開されてきた証拠法に関する個別の議論との関連性を検討する一方、イタリアにおける「司法協力者」制度の内容と同制度導入後の証拠法の沿革およびそれをめぐる議論の内容を関連文献に基づいて紹介・検討し、比較の対象とすることによって進められた。

## 4. 研究成果

(1) 比較法研究の面では、まず、イタリアにおける司法取引的手法を代表する「司法協力者(collaboratore di Giustizia)」制度 刑の減輕、行刑上の優遇措置、証人保護プログラム等の「恩典」と引き換えに警察ないし司法への協力(犯罪の阻止ないし情報の提供)を行わせる制度 の内容およびその運用について重点的に資料を収集し、調査を行った。

その結果、イタリアにおいては、国内(過激派による)テロリズム対策の一環として「司法協力者」に科刑上の「恩典」を付与する制度が導入され、その後、同制度の適用対象がマフィア型組織犯罪にまで拡大され、さらには、司法協力者に付与される「恩典」にも、(科刑上だけでなく)行刑上の恩典や、より積極的な保護・援助措置が加わり、その内容がさらに修正されることになった経緯を調査した。その結果、これらの諸制度は、それぞれの時代における喫緊の社会問題に対応するための応急措置として導入されたが、その運用上の具体的問題を解決する形で改正を重ね、現在に至っていることが判明した。とりわけ、マフィア型組織犯罪との関係では、「司法協力者」により提供される情報の信用性の担保という観点から、虚偽の情報を提供した司法協力者に対する実体法上・手続法上の制裁等、「恩典」付与に対する様々な要件・手続が整備されてきた。

これらの調査・研究の結果は、イタリアの司法協力者制度に係る諸法令の翻訳や、同制度の歴史的な生成過程と現行制度の概要を紹介・検討する論文という形で公表した(松田岳士「イタリアにおける『司法協力者』制度」椎橋隆幸先生古稀祝賀記念論文集『新時代の刑事法学』(2016年10月)599~621頁、松田岳士「イタリアにおける『司法協力者』制度の生成過程」阪大法学66巻3・4号(2016年11月)83~107頁、松田岳士「イタリア『司法協力者』制度に関する主要法令(一)(二・完)」阪大法学67巻1号(2017年5月)199~231頁、同67巻2号(2017年7月)163~191頁)。イタリアの「司法協力者制度」については、著名な事例や実務の状況を断片的に紹介する文献は以前にも若干存在したが、本研究の成果として公表された翻訳・論文は、同制度に関する立法の歴史および基本的枠組をわが国においてはじめて包括的に紹介・検討するものである。

(2) 次に、「司法協力者」が提供する証拠の扱いについては、とりわけその供述について、「信用性を裏づける他の証拠と一体として評価され」とするイタリア刑訴法192条3項・4項や、供述調書に証拠能力を認める要件を定める513条2項をめぐって議論が展開されてきたことが確認された。前者は、いわゆる「補強法則」であるが、その適用対象としては「自

白」ではなく、主として司法協力者の供述が念頭に置かれている点で、わが国における「補強法則」とは異なる。他方、後者は、わが国における伝聞法則に類似する証拠法則である。

これらの証拠法則に関する調査の結果、イタリアにおいて、司法協力者が提供する証拠（とくに供述）の証拠法上の扱いをめぐる議論は、供述証拠を中心として、とりわけ、真実発見と、「司法協力者」に対する公判廷における公明正大な審問の機会の保障の調整の問題を中心に展開されてきたのであり、そこでは、1999年の改正によりイタリア共和国憲法111条に採用されるに至った「適正訴訟（giusto processo）」の概念が大きな役割を果たしていることが判明した。

(3) 他方、日本の刑事手続との関係では、まず、わが国に導入された「自己負罪型」ではなく、「捜査・公判協力型」の司法取引としての「協議・合意」制度によって得られた証拠を用いる際に生じる問題点を洗い出したが、その結果は概ね次のようにまとめられる。

協議・合意制度により得られる証拠を「他人の刑事事件」についての証拠として用いるにあたっては、「恩典」によって誘引された虚偽の証拠による「引っ張り込み」、「なすりつけ」、「陥れ」等の危険が挙げられる。すなわち、同制度には、捜査・公判協力者たる被疑者・被告人に、「恩典」を得るために「他人」を犠牲にすることを動機づけ、あるいは、刑事司法を利用して「他人」を陥れるにあたり自己に生ずる刑事上のリスクを低減・消滅させる機能を果たするという意味において、虚偽の供述や証拠の偽造・変造をそれに対する刑罰による制裁が予定されているとしても（350条の15）誘発するおそれがあるものと考えられるのである。

他方、協議・合意制度により、あるいは、その過程で得られた証拠を「本人」の刑事事件についての証拠として用いるにあたっては、とりわけそれが自白である場合に、直接には他人の刑事事件についての捜査・公判協力の見返りとしてではあれ、自己に対する刑事司法上の「恩典」によって誘発されたものである限りにおいて、虚偽であるおそれがないとはいえないであろう。「虚偽の自白」は自白とは異なる認識をもつ者しか行えないものの、たとえば、他人の刑事事件に関する捜査・公判に協力することで、自分は刑事責任の追及から逃れるあるいはそれを緩和されることが約束されるのであれば、敢えて虚偽の自白を行う可能性も捨てきれないからである。

さらに、協議の結果、合意が成立しなかった場合については、被疑者・被告人が協議においてした供述の証拠能力を否定され、また、検察審査会の起訴議決等により合意が失効した場合や検察官による合意違反があった場合等にも、被告人に異議がないとき等を除いて合意により得られた証拠等の証拠能力を否定されることについては、刑訴法に定めが置かれているが（350条の5第2項、350条の12、350条の14）、その実質的根拠は明らかではない。

(4) これらの諸問題に、証拠法の観点からいかなる意義が認められるかを検討するためには、まずは、既存の諸証拠法則の趣旨・射程を改めて検討し直しつつ、その相互関係を体系的に把握する必要があるが、本研究においては、そのような検討において鍵となる証拠法則として、とくに自白排除法則を採り上げ、その実質的根拠をめぐる議論のあり方に根本的な検討を加えた。

すなわち、本研究は、証拠能力に関する証拠法則について、当該事件についての裁判所による事実認定の「正確性」や「適正性」の担保のための法則と、将来の法令遵守の担保（違法捜査・手続の抑制）や司法の無瑕性保持といったより一般的・政策的目的達成のための法則を区別することを軸に据えて、証拠法の体系化を目指すものであるが、憲法38条2項を受けて刑訴法319条1項が定める自白排除法則は、その実質的根拠を何処に求めるかによって、そのいずれの類型に属するのかが変わってくるが、従来の実質的根拠をめぐる議論には、このような視点を欠いていたために、理論的な曖昧さが多分に指摘されうるものであった。

そこで、研究代表者は、本研究以前から、自白排除法則の根拠論について、同法則は、証拠の「生理的使用不能」を定める法則（伝聞法則のように、証拠収集の違法を前提とせず、裁判所の実事認定の適正性ないし正確性を直接問題とする法則）か、それとも、「病理的使用不能」を定める法則（違法収集証拠排除法則のように、証拠収集の捜査法に照らしての違法を前提とする法則）かという観点から検討し直してきたが、本研究においては、その検討を、「協議・合意」制度によって得られた証拠の証拠法上の扱いをも念頭に置きながらさらに推し進めた。

その結果、自白排除法則の実質的根拠として挙げられてきた虚偽排除説、人権擁護説、違法排除説には、いずれも根本的な理論的難点を抱えていることが判明した。たとえば、虚偽排除説は、「不任意の自白は、虚偽を含む危険が大きい」との認識に基づくものであるが、このことは、そもそも「虚偽の自白」が、その定義上、自白と異なる認識をもつ者にしかできないという前提を考慮に入れると、自白通りの認識をもつ者にはおよそ妥当しないことになるが、このことは長きにわたり指摘されてこなかった。また、人権擁護説や違法排除説は、同法則を、不任意自白の生理的使用不能と病理的使用不能のいずれを定めるものとみるかという視点を欠いていたためにその内容に多分に理論的曖昧さを抱えていることが明らかになった。このような従来の自白排除法則の趣旨ないし実質的根拠に関する議論の内容を根本的に検討し直すとも

に、新たな議論枠組を構築した結果、同法則は「不任意自白」の生理的使用不能を定めるものであり、その趣旨は、裁判所の事実認定の「正確性」というよりも「適正性」の担保に求めるのが妥当であるとの結論に達した。

このような自白排除法則の趣旨・根拠説明に関する研究成果については論説の形で公表したが（松田岳士「刑事訴訟法三一九条一項について（中）（下）」阪大法学68巻6号（2019年3月）21～41頁、同69巻2号（2019年7月）1～21頁）、同成果は、従来の自白排除法則の実質的根拠論の妥当性に根本的な反省を加え、その議論枠組自体を組み換えると同時に、より一般的に、裁判所の事実認定に要求される「正確性」ないし「適正性」の具体的内容の解明にもつながるという意味で、証拠能力に関する証拠法全体の新たな体系化に資するものである。

(5) 本研究の当初の予定では、次いで、自白排除法則以外の証拠法則、とりわけ関連性、伝聞法則や違法収集証拠排除法則をも射程に入れて、証拠法の体系化を推し進め、「協議・合意制度」によって得られた証拠の証拠法上の扱いについても、上記のような問題性を念頭に置きながら具体的に検討していく予定であった。

ところが、本研究の期間中に、「適正手続」の概念を、「告知と聴聞」の機会に代表されるような被告人にとっての、また、具体的事案の解決についての「適正」性に基づくものとしてではなく、むしろ、より一般的に、「価値多元主義社会における健全な民主主義を成立させるという観点」から、「社会的法益」ないし「国民全体の法益」を「最大化」するように「刑事司法制度運営における資源配置の最適化」することができるような手続として定義する見解（「熟議による適正手続」論）が一部の論者の中で支持されるに至った。

このような「社会的利益」ないし「国民全体の法益」の「最大化」を旨とする「適正手続」概念の下では、そもそも本研究が証拠法の体系の中心におく「事実認定の適正性」は重視されず、むしろ、将来の法令遵守の担保（とりわけ、違法「捜査」の抑制）や司法の無瑕性保持といったより一般的・政策的目的達成の意義が証拠法の中心的課題として位置づけることが予想された。実際、「熟議による適正手続」論においては、そのような証拠法則の代表である違法収集証拠排除法則の役割が強調されたが、これは、自白排除法則の根拠説明からそのような一般的・政策的な色彩を払拭する本研究とは方向性を全く異にするものであった。

そこで、この「熟議による適正手続」論の内容および理論的妥当性を綿密に検討し、「適正手続」、そして、その中での「適正な事実認定」の位置づけを改めて確認しておく必要が生ずることになった。検討の結果、「熟議による適正手続」論は、刑事手続を、「社会的法益」ないし「国民全体の法益」を「最大化」するように「刑事司法制度運営における資源配置」を「最適化」という政策的ないし政治的な過程の一部として位置づけるものであり、その意味で、具体的争訟の解決を旨とするものと考えられてきた伝統的な（刑事）司法の概念や、具体的争訟の当事者にとっての「適正性」を中核とする従来の「適正手続」の概念を根本的に転換することを主張するものであるにもかかわらず、これらの概念との差異に言及すらしていないこと、そして、強制処分法定主義と科刑法定主義を混同している疑いがあることなど、多くの重大な理論的問題を孕んでいることが判明した。

この「熟議による適正手続」論の理論的妥当性の検討の結果についても、論説の形にまとめ、公表したが（松田岳士「『熟議による適正手続』論について（一）（二・完）」阪大法学68巻2号（2018年7月）1～26頁、同68巻4号（2018年11月）1～26頁）、その成果は、単に同見解の理論的問題を特定・指摘する意義をもつにとどまらず、刑事司法ないし刑事手続における「適正」性が、「社会的法益」ないし「国民全体の法益」といった一般的な利益に還元されない争訟当事者の個別的利益の尊重を旨とするものであり、したがって、個別事件に関する「事実認定の適正性」をもその重要な要素として含むものであることを再確認する意味をもつものである。

(6) このように、本研究の過程においては、とりわけ自白排除法則の従来の根拠論について判明した根本的な理論的問題を解明し、「熟議による適正手続」論における「適正手続」概念を検討するために相当の時間を要したため、証拠法の体系化に必要な他の証拠法則に関する検討にまでは手が回らなかった。また、「協議・合意制度」によって得られた証拠の証拠法上の扱いについて想定される上記の諸問題が、証拠法の体系の何処に位置付けられるかの検討を十分に行うにも至らなかった。

もっとも、本研究において、イタリアの「司法協力者」制度の内容およびそれによって得られた証拠の扱いについて紹介・検討が行われたこと、また、日本の刑事訴訟法についても、証拠法の体系化を念頭に置くことで自白排除法則の趣旨・根拠説明に関する新たな議論枠組が提示されたこと、また、「適正手続」の一内容としての「適正な事実認定」の意義が解明されたことは、これらの諸問題を解決するための理論的基礎を確立する意義をもつ。今後は、本研究によって得られた理論的基礎の下で、他の証拠法則の趣旨説明を見直すとともに、「協議・合意制度」によって得られた証拠の証拠法上の扱いに関する具体的諸問題についての検討を継続

していくことにしたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 69巻2号
2. 論文標題 刑事訴訟法三一九条一項について（下）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 68巻2号
2. 論文標題 「熟議による適正手続」論について（一）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 「熟議による適正手続」論について（二・完）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 68巻6号
2. 論文標題 刑事訴訟法三一九条一項について（中）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 21-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 67巻1号
2. 論文標題 イタリア「司法協力者」制度に関する主要法令（一）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 199-231
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 67巻3号
2. 論文標題 イタリア「司法協力者」制度に関する主要法令（二・完）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 163-191
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 66巻3・4号
2. 論文標題 イタリアにおける「司法協力者」制度の生成過程	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 83-107
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 1
2. 論文標題 イタリアにおける「司法協力者」制度	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 椎橋隆幸先生古稀記念「新時代の刑事法学」	6. 最初と最後の頁 595-615
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----